

永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第11号

永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

永平寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年永平寺町条例第139号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、永平寺町企業職員(以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類及び基準)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準は、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)及び永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年永平寺町条例第10号)の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。